

令和2年2月27日

新型コロナウイルス感染症危機対策室
(防災危機管理局扱い)

新型コロナウイルス感染症への対応について

2月25日に発表された国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、つぎのとおり対応しますので、ご報告します。

記

1 市が主催、共催等するイベント・集会等の中止又は延期について

つぎのいずれかに該当するイベント・集会等は原則、中止又は延期を検討します。

2月26日から3月31日までのものを対象とします。

- ・不特定多数の方が集まるもの（市外や他府県から集まるなど）
- ・高齢者、基礎疾患等のある方（糖尿病、慢性肝疾患、慢性腎疾患等）、妊婦が集まるもの
- ・握手や対面でのグループワーク、歌唱、食事会などのプログラムがあるもの
- ・視察や見学など集団で遠方にバス移動するもの
- ・屋内外を問わず人が密集するもの

※上記項目に該当しないもの、プログラムの変更で対応可能なもの、試験や卒業式など日程の変更が困難なものについては、感染予防対策を講じた上で実施するものがあります。

2 職員のマスク着用及びアルコール消毒液の設置について

市施設内での市民及び職員の感染予防を目的として、窓口対応や訪問等を行う職員については、マスクを着用して対応いたします。また、市が管理・運営する施設の入口付近にアルコール消毒液を設置いたします。

3 市施設使用料の還付について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、主催者が催し等を中止して予約を取り消した場合、施設使用料の全額を還付します。対象は令和2年2月20日以降の催し等で、取消しの申込期限は3月31日までとします。なお、開催日が4月以降のものも対象とします。

以 上